

「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正（案）」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 銀行1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行1柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第1条第1項第89号	オペレーショナル・リスクには「法的リスクを含む」とあるが、「法的リスク」の定義を明確にしてほしい。	<p>法的リスクには、違約金、懲罰的損害賠償金、監督上の措置及び和解等から生ずる罰金等に係るリスクが含まれます。ただし、これらに限定されず、係争等から生じ得るオペレーショナル・リスク損失について包括的に捕捉する必要があります。</p> <p>本件についてはQ&A第1条第111号-Q2も参照してください。</p>
2	第305条 第306条	<p>オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって用いるBIC(事業規模要素の額)及びILM(内部損失乗数)について、中間事業年度の算出方法を明示してほしい。</p> <p>具体的には、当該中間事業年度の前事業年度の10月1日から当該中間事業年度の9月30日までの2半期分を用いて算出するのか。</p>	<p>中間事業年度のBIC及びILMの算出方法について、算出する当該中間事業年度の前事業年度の10月1日から当該中間事業年度の9月30日までの連続する2半期分を用いて1年分とする考え方で、ご理解に相違ありません。具体的には、以下のとおりとなります。</p> <p>中間事業年度におけるBICは9月末時点を基準時点とする3年前までの連続した6半期のデータを用いて、ILMは第306条第1項第1号に定める方法の承認を得た金融機関に限り、9月末時点を基準時点とするILMの算出に必要な年数分のデータを用いて算出する必要がありますが、第306条第1項第1号に定める方法以外の方法でILMを算出する金融機関は、直前の事業年度末において算出したILMをそのまま利用することが可能です。</p> <p>ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、中間事業年度を基準時点とする場合は、直前の事業年度末において算出したBIC及びILMを、そのまま当該基準時点におけるBIC及びILMとします。</p> <p>また、第一四半期末又は第三四半期末を基準時点とする場合は、それぞれ直前の事業年度末又は中間事業年度末において算出したBIC及びILMを、そのまま当該基準時点におけるBIC及びILMとします。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			本件については Q&A 第 305 条-Q1 も参照してください。
3	第 306 条第 1 項第 1 号	バーゼル委の最終合意文書上は「average annual operational risk losses」と規定されているので、「オペレーショナル・リスク相当額の年間平均損失」ではなく「オペレーショナル・リスクの年間平均損失」ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
4	第 306 条第 1 項 1 号	バーゼル国際合意文書では、バケット 2 以上の金融機関について当局裁量で金額基準を 10 万ユーロ相当とすることを許容する趣旨であったが、本邦において裁量適用を行わないとの最終判断について背景を確認したい。	本邦金融機関においては、10 万ユーロ超の損失が発生することは稀であるという認識のため、金額基準を 10 万ユーロ超とする当局裁量を適用することで、オペレーショナル・リスク相当額の計測上、多くの金融機関において該当するオペレーショナル・リスク損失が存在しないこととなり、リスク計測としての機能及び計測されたリスク量から計算される自己資本額の十分性が失われる懸念があるものと考えられるためです。
5	第 309 条第 1 項	内部損失データを用いて ILM を算出するために必要な承認手続きに関して、2023 年 3 月期からの適用を希望する場合の承認申請期限等のスケジュールを明示してほしい。	各金融機関に対して別途希望の有無を確認の上、新規の制度開始当初からの承認を希望される金融機関に対しては、個別にご案内を差し上げることを検討しております。
6	第 310 条第 1 号イ	承認基準における内部損失データの蓄積期間は、2023 年 3 月末から遡って 10 年(附則第 2 条により現行の基準で先進的計測手法を用いていない場合は 5 年も可)という認識でよいか。 例えば、2021 年 12 月 15 日に 2023 年 3 月期からの適用開始を申請した場合、データの蓄積期間は 2013 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日でよいか。もしくは、申請時点から 10 年間遡り、2011 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日となるのか。 また、(現行規制で先進的計測手法適用を採用しておらず)内部損失データの蓄積期間が 5 年で ILM の承認を取得した銀行は、ILM の運用開始後も、求められるデータ蓄積期間は 5 年というものは変更がない(運用開始後に、6 年、7 年と 1 年ずつ増えな	ILM の算出に係る承認申請に必要な内部損失データの蓄積期間の基準時点は、承認申請時点ではなく適用時点であり、従って必要な蓄積期間は適用時点から遡って 10 年間(改正案附則第 2 条(改正告示附則第 23 条)の適用が可能な場合は 5 年も可)となります。 改正告示附則第 23 条第 3 項により 5 年間分の内部損失データを用いて第 306 条第 1 項第 1 号に定める方法により ILM を算出することの承認を取得した金融機関は、適用時点で求められる期間は 5 年間ですが、運用期間が 1 年間を経過するごとに必要な内部損失データの蓄積期間も 1 年間ずつ増えていき、最終的に 10 年間に達した時点で 10 年間に固定されます。 本件については Q&A 第 310 条-Q2 も参照してください。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		い)という理解でよいか。	
7	第310条第1号ロ	オペレーショナル・リスクとして収集する損失事象の詳細な基準について、基本的には第1条第1項第89号のオペレーショナル・リスクの定義および別表第二のオペレーショナル・リスク損失事象の種類を踏まえて、各行の裁量で定めればよいという認識でよいか。	<p>ご理解のとおりです。収集対象となるオペレーショナル・リスク損失事象の範囲においては、告示要件に基づき、網羅的に収集する必要があります。他方、内部損失データを別表第二に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分する場合は、バーゼルⅡ合意文書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」のうち付属文書9「詳細な損失事象タイプの分類」(OPE25.17 Table2)の区分(レベル2)及び活動の例(レベル3)を参考に、各金融機関の裁量で定めることが可能です。</p> <p>本件についてはQ&A第310条-Q5も参照してください。</p>
8	第310条第1号ホ	逸失利益や機会費用など会計処理を伴わないオペレーショナル・リスク損失事象については、内部損失データ(オペレーショナル・リスク損失に関する情報)に該当せず、収集対象外という理解でよいか。	<p>自然災害やシステム障害などに付随して生じた追加的な人件費等の間接損失、手数料減免等の逸失利益、顧客の離脱等による機会損失等、会計処理を伴わないものは、オペレーショナル・リスク損失に含まれません。</p> <p>ただし、金融機関の判断で当該データを収集し、内部管理に使用することはリスク管理向上の観点から望ましいことであり、収集対象とすることを妨げるものではありません。この場合において、当該データを内部損失データから除外することが事務的に困難であるときは、逸失利益や機会損失を含めた内部損失データを用いてILMを算出することも可能です。</p> <p>本件についてはQ&A第1条第112号-Q1も参照してください。</p>
9	第310条第1号ホ	<p>「会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度が特定されていること」とあるが、事業年度単位でしか特定されていない損失事象の、中間事業年度における損失額の認識方法、ならびに別紙様式第四号への記載方法を示してほしい。</p> <p>具体的には、損失額の認識方法について、事業年度のみ認識して中間事業年度には認識しないのか、それとも半額を中間事業年度に認識するのか。</p>	<p>第310条第1号ホに規定する「事業年度」には「中間事業年度」が含まれるため、中間事業年度に発生した損失については、当該中間事業年度に発生したことを特定できるように記録する必要があります。したがって、「中間事業年度は損失額を認識しない場合」という場合はなく、中間事業年度も事業年度と同様に記録する必要があります。本件については告示上での明確化を行いました。</p> <p>ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、各内部損失データの会計処理を行った事業年度単位で記録することとして差し支えありません。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>中間事業年度は損失額を認識しない場合、別紙様式第四号における「ネットの損失の合計額」および「損失の件数」の欄については、当該損失事象に係る記載は不要となるのか。</p>	<p>なお、中間事業年度に損失が発生していない場合においては、別紙様式第四号における「ネットの損失の合計額」及び「損失の件数」の欄について、損失が発生していない旨の記載が必要になります。</p>
10	第310条第1号へ	<p>損失額と同様に、「会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の回収額を会計処理した事業年度が特定されている」ことで問題ないか。</p> <p>上記のとおりであれば、損失額同様、告示に明記してほしい。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、この場合の「事業年度」には「中間事業年度」が含まれる点にご留意ください。</p> <p>本件については、ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
11	第310条第1号リ	<p>「信用リスクに関連する内部損失データについては、信用リスク・アセットとして計上されているものは含めないこと」とあるが、具体的にはどのようなものが含まれるかを明示してほしい。</p>	<p>信用リスクにも該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出に反映されている場合、オペレーショナル・リスク損失として取り扱う必要はありません。例えば、信用査定に伴う事務ミス(貸付先企業の決算書の入力や金融機関独自の仕分けミス等)又は担保の設定や管理における事務ミス等に起因して信用コストが発生するリスクについて、既に信用リスク・アセットの額の算出に反映されている場合等はオペレーショナル・リスク損失として取り扱う必要はありません。ただし、当該損失のうち重要と考えられるものは、内部損失データベースにおいて全て特定できるように整備することが期待されます。</p> <p>本件についてはQ&A第310条-Q10も参照してください。</p>
12	第310条第1号ル	<p>内部損失データを検証するプロセスについて、銀行により、その規模・リスクプロファイルに応じた様々な実務が存在することを踏まえ、画一的な運用とならないよう配慮願いたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、銀行実務を踏まえ、画一的な運用を行うことは想定しておりません。</p>
13	第313条	<p>この条項の「銀行」は第306条第1項第1号、第2号イ、もしくは第4号に該当する銀行に限られるとの理解でよいか。</p>	<p>第313条の規定は全ての金融機関に適用され、内部損失データの収集手続等を含めたオペレーショナル・リスク管理に関する規程を策定する必要があります。もっとも、記録が必要な内部損失データの金額については、各金融機関の裁量において適切な基準を設定することが想定されます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			<p>例えば、第 306 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イに加え、第 1 項第 2 号ロ又は第 3 号に基づき ILM に 1 を利用する金融機関及び第 306 条第 1 項第 4 号に基づき ILM に保守的な見積値を利用する金融機関においては、事務負担等を踏まえて内部損失データの収集の基準を設定することも、裁量により認められます。</p> <p>しかしながら、オペレーショナル・リスク管理の向上の観点から、内部損失を特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、リスク削減・移転戦略を策定することが引き続き期待されます。</p> <p>本件については Q&A を第 313 条-Q1 も参照してください。</p>
14	第 313 条第 3 項第 1 号	第 1 号の「オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失」とは具体的にどのようなものを指すか、明示してほしい。	<p>事務ミスやシステム障害等によって発生する減損や違約金、顧客への賠償金等、会計上、費用や損失として処理され、財務諸表に影響を与えるものが含まれます。</p> <p>本件については Q&A 第 313 条-Q4 も参照してください。</p>
15	第 313 条第 3 項第 2 号	オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用(間接損失)の範囲について、Q&A で示してほしい。	<p>オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用には、損失事象に直接関連させることのできる費用全般が含まれます。例えば、オペレーショナル・リスク損失をもたらす事故の訴訟にかかった弁護士費用、アドバイザーやその他の業者への手数料等の諸費用等が挙げられます。</p> <p>本件については Q&A 第 313 条-Q5 も参照してください。</p>
16	第 313 条第 3 項第 2 号	<p>「オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用及びオペレーショナル・リスクをもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト」とは、具体的にどのようなものを指すか、明示してほしい。</p> <p>例えば、間接損失(対応人件費や、システム保守料・弁護士顧問料等の年間契約の中でオペレーショナル・リスク損失事象の原状回復を図った場合の年間契約料等)は、「オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用」にも「オペレー</p>	<p>オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用には、損失事象に直接関連させることのできる費用全般が含まれます。例えば、オペレーショナル・リスク損失をもたらす事故の訴訟にかかった弁護士費用、アドバイザーやその他の業者への手数料等の諸費用等が挙げられます。</p> <p>オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コストには、自然災害や事故、内部不正やシステム障害(サイバー攻撃によるものを含む)等により、システムや設備、備品等の取替や修繕等が必要になった場合に要した費用が含まれます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>シヨナル・リスクをもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト」にも含まれないという理解でよいか。</p>	<p>この点、オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に対応した人件費は間接損失として、オペレーショナル・リスク損失に該当しません。</p> <p>他方で、システム保守料・弁護士顧問料等の年間契約の中でオペレーショナル・リスク損失事象の原状回復を図った場合の年間契約料等は、オペレーショナル・リスク損失に該当する場合と、該当しない場合があります。詳細については Q&A 第 306 条-Q3、第 306 条-Q4、第 313 条-Q5 を参照してください。</p>
17	第 313 条第 6 項	<p>共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失(グループ損失)の事例について、Q&A で示してほしい。</p>	<p>グループ損失には、複数の拠点に損害をもたらす地震や台風等の自然災害や、複数の顧客に対する賠償が必要になる情報漏洩事象、同一犯行グループによるクレジットカード・キャッシュカード等の不正利用等、共通の原因による複数の損失が含まれます。</p> <p>なお、「自然災害による損失」という損失の分類は同一でも、例えば、台風一号と台風二号あるいは地震と台風は異なる原因とも考え得ることから、分類が同一であるという理由のみを以て共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失(グループ損失)として取り扱うことは不適切であり、あくまで、共通の原因であるかに着目して適切に判断する必要があります。</p> <p>本件については Q&A 第 313 条-Q9 も参照してください。</p>
18	第 313 条第 6 項	<p>「共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失について、複数年にわたって財務諸表に計上する損失を含め一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録する」とあるが、「共通の原因」の考え方を明確にしてほしい。</p> <p>例えば、台風を原因とするオペレーショナル・リスク事象の場合、「共通の原因」は、台風にあたるのか、あるいは台風によって生じた個別の損害(台風の影響で飛ばされた看板による車両の損傷被害など)」にあたるのか。</p>	<p>No. 17 をご参照ください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>また、1人の担当者が複数の不適切事務を行った場合、行内規定(例えば融資規程)の不備により複数人による同じ事務ミスが発生した場合、同一の個人や集団による複数の犯罪行為で、かつ同種の犯罪に分類される場合などは、「共通の原因」にあたるのか。</p>	
19	第313条第6項	<p>「共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失について、複数年にわたって財務諸表に計上する損失を含め一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録する」とあるが、計測期間(直近10年間または直近5年間)を外れる損失額も合計に含めるか否か、明示してほしい。</p>	<p>共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失であっても、ILMの算出に要する内部損失データの蓄積期間外に発生した、あるいは経年により期間外となる損失額及び回収額は合算の対象とする必要はなく、その結果の合算値が200万円以下となる場合は、ILMの算出に用いる必要はありません。</p> <p>本件についてはQ&A第313条-Q10も参照してください。</p>
20	第313条第6項	<p>第313条第5項には「内部損失データにおいて、会計処理日を基準とする」とあるが、「共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失」が複数年にわたって発生した場合、当該損失の合計額の認識方法と開示における別紙様式第二号(事業年度)および第四号(中間事業年度)への記載方法を示してほしい。</p> <p>例えば、認識方法については、最初の会計処理日が属する期に一括して認識するのか、それとも、最終会計処理日に一括認識するのか。</p> <p>また、開示について、当期に共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失が新たに発生したときは、別紙様式第二号(事業年度)および第四号(中間事業年度)における過年度の「損失額の件数」と「損失の合計額」は変更するのか(最初の会計処理日が属する期に一括して認識する場合は最初の会計処理日が属する期の損失の合計額が増加し、最終会計処理日に一括して認識する場合は過去に損失の合</p>	<p>共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失が複数の期を跨いで発生する場合は、発生したグロス損失の合算値から回収額の合算値を差し引いた値をネット損失として算出し、最後に当該グロス損失又は回収額が発生した期における1件の内部損失データとしてまとめて取り扱う必要があります。</p> <p>開示の際、当期に共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失が新たに発生したときは、別紙様式第二号(事業年度)及び第四号(中間事業年度)における過年度の「損失額の件数」と「損失の合計額」を更新することを想定しております。</p> <p>本件についてはQ&A第313条-Q10も参照してください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		計額を記載していた期の件数と合計額が減少)。	
21	第 313 条第 6 項	共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失が複数年にわたって財務諸表に計上されている場合において、単年度におけるネット損失が 200 万円を超えないが、合計すると 200 万円を超える場合は、ILM の計算の対象となるのか。	ご理解のとおり、ILM の計算の対象となります。
22	第 317 条第 2 項第 5 号	「内部損失データベース」は必ずしもシステム化したものに限られず、第 1 条第 92 号の定義を満たすのであれば、エクセル等で管理することでも問題ないか。	問題ありません。内部損失データベースとは、必ずしもシステム化されたものに限りません。 なお、改正告示では第 318 条第 2 項第 5 号が該当します。
23	別表第一	SC の一般的な小分類の 1 番目の項目が「有価証券関連役務」となっているため、「有価証券関連役務」に修文すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

2. 銀行持株会社1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行持株会社1柱告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
24	第283条第2項第3号	「特定取引等」の「等」は具体的にどの勘定を指すのか。	別表第一のFCの項の「一般的な内容」及び「一般的な小分類」をご参照ください。
25	第283条第2項第3号	「特定取引等以外の勘定」とは、具体的にどの勘定を指すのか。	別表第一のFCの項の「一般的な内容」及び「一般的な小分類」をご参照ください。
26	第284条第1項第1号 第288条第1項第1号イ	ILMの計算上の金額基準(最低金額)として、「200万円を超える全てのネット損失」と理解したが、「内部損失データ」ベースとしての管理金額基準(最低金額)はあるのか。	記録が必要な内部損失データの閾値については、各金融機関の裁量において、適切な基準を設定する必要があります。 ただし、第284条第1項第1号の承認を得ようとする金融機関においては、第291条第6項に規定する共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失を1件の損失事象とみなす点について留意し、ネットの損失が200万円を超えるオペレーショナル・リスク損失を漏れなく捕捉できるようにする必要がある点を考慮する必要があります。 本件についてはQ&A第313条-Q2も参照してください。
27	第284条第1項第4号 第286条第4項 第288条第1項第1号 附則第3条	改正案によれば、オペレーショナル・リスクの算出手法は標準的計測手法に一本化され、当該手法においては、収益指標が一定水準を超えれば当局の承認が必須となる。この点は、現行制度上、基礎的手法を採用する金融機関にとって、重大な変化であり、第288条及び第291条を充足する内部損失データ関連体制を整備するためには、相応の労力と期間を要すると予想される。 よって、当該手法の導入に際し、十分な経過措置期間を設定するとともに、当該期間中においては、現行の基礎的手法と類似する算出方法を容認する	貴重なご意見として承ります。 なお、新規制の適用にあたっては、BI算出においては保守的かつ簡便的な方法を、ILM算出においては1の適用等をそれぞれ認める規定とするだけでなく、ご意見募集の開始を新規制適用予定の2年程度前としており、準備期間を十分とれるよう対応しております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>など、標準的計測手法が円滑に導入されるように、制度面での手当をお願いしたい。</p> <p>また、同じ趣旨から、以下①②の点についても、検討を求める。</p> <p>①内部損失データ関連体制の整備が未了の間、BIの額が1千億円を超え、ILMの保守的な見積もり(第284条第1項第4号)も困難となる場合、金融庁長官の指定する値(第286条第4項)を用いざるをえない可能性が十分に想定される。よって、当該値を過度に保守的な値にしないようお願いしたい。</p> <p>②内部損失データの保有期間については、「当分の間」、直近10年間(第288条第1項第1号)から5年間に読み替え可能とされている(附則第3条)。この取扱いを恒久的に認めてほしい。</p>	
28	第284条第2項第1号	<p>「一般的な保守契約」の「一般的」は「大部分に共通」と考え、特定の事象に対して保守契約で処理する場合には、その費用は「一般的でない」と考えるべきか。</p>	<p>ハードウェア等の有形固定資産の保守契約については、一般的にオペレーショナル・リスク損失に含まれません。他方で、当該保守契約の範囲外で、アドホックに生じた特定の事象に対して、ハードウェア等の取替や修繕を行う必要が生じ、事後的に追加費用を支払った場合には、当該追加費用はオペレーショナル・リスク損失に含まれます。</p> <p>本件についてはQ&A第306条-Q3も参照してください。</p>
29	第284条第2項第1号	<p>システム(ハード・ソフト)に係る一般的な保守契約に関する費用は、「有形固定資産の一般的な保守契約に関する費用」に含まれると考えてもよいか。</p>	No. 28をご参照ください。
30	第284条第2項第3号	<p>交通事故に備えて保険をかけている場合、その保険料も「保険料」が該当することによいか。</p>	<p>交通事故に備える保険料は、第284条第2項第3号の「保険料」に含まれるとご理解いただいて差し支えありません。</p>
31	第285条第1項	<p>銀行合併要因で、一部データにおいて、5年間のデータが揃わない場合(例、一部の旧銀行データなし)は、例外申請が可能か。</p>	<p>銀行合併等の組織変更を要因にして、一部の連結子法人等又は事業部門の内部損失データがやむを得ない事情で揃わない場合において、内部損失データが揃う部分と揃わない部分に分割できる場合、第285条の適用は可能です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
32	第 286 条第 3 項	「『金融庁長官』が指定した値」とは、どのように提示されるのか。また、想定レンジはあるのか。	金融庁長官が指定した値については、財務情報等、入手可能な情報に基づき計算することを想定しています。なお、当該値は 1 を下限として指定するものですが、その範囲(レンジ)の想定はしていません。
33	第 291 条第 6 項	内部損失データの記録は、「発生日」、「発覚日」、「会計処理日」のいずれになるか。	内部損失データとして「発生日」、「発覚日」及び「会計処理日」をそれぞれ記録した上で、「会計処理日」を基準に各事業年度(中間事業年度を含む)に割り当てる必要があります。また、会計処理日の収集が困難である場合は、各内部損失データの会計処理を行った事業年度(中間事業年度を含む)を基準とする必要があります。 ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、各内部損失データの会計処理を行った事業年度単位で記録することとして差し支えありません。 本件については Q&A 第 310 条-Q6 も参照してください。
34	第 291 条第 6 項	ILM 計算上の 10 年間をカウントするとき、左記の「複数年にわたって財務諸表に計上する損失」はどの時期にカウントするのか。	過去 10 年間にわたり複数年にわたって財務諸表に計上する内部損失データをグルーピングした上で、直近のオペレーショナル・リスク損失の会計処理日の属する期に記録する必要があります。 本件については Q&A 第 313 条-Q10 も参照してください。
35	第 292 条 第 294 条	グループ会社の除外申請基準として、例えば、銀行法上の金融関連業務を営む会社、従属業務を営む会社の別によって、違いがあるか。	BI 及び ILM の算出に係る除外特例については、例示されている会社の別によって取扱いが異なることは想定していません。

3. 信金 1 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、信金 1 柱告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
36	第 313 条	<p>第 306 条の規定により、ILM の値に 1 を用いる方法により算出する場合には、本条に規定する事項（規程の策定等の体制整備や内部損失データの蓄積（収集及び保有）等第 1 項～第 6 項に掲げる事項）は不要であると理解してよいか。</p> <p>したがって、上記の理解であれば、本条の各項の冒頭に例えば「第 308 条により金融庁長官の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会は、（以下略）」と加筆するなど、ILM の値に 1 を用いる方法により算出する場合には、本条に規定する事項が不要であることを明確にしてほしい。</p>	<p>金融庁の考え方</p> <p>第 313 条の規定は全ての金融機関に適用され、内部損失データの収集手続等を含めたオペレーショナル・リスク管理に関する規程を策定する必要があります。もっとも、記録が必要な内部損失データの金額については、各金融機関の裁量において適切な基準を設定することが想定されます。</p> <p>例えば、第 306 条第 1 項第 2 号ロ又は第 3 号に基づき ILM に 1 を利用する金融機関及び第 306 条第 1 項第 4 号に基づき ILM に保守的な見積値を利用する金融機関においては、事務負担等を踏まえて内部損失データの収集の基準を設定することも、裁量により認められます。</p> <p>しかしながら、オペレーショナル・リスク管理の向上の観点から、内部損失を特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、リスク削減・移転戦略を策定することが引き続き期待されます。</p> <p>本件については Q&A 第 313 条-Q1 も参照してください。</p>
37	第 313 条	<p>本条において、内部損失データの収集及び保有については、特段金額の定めがない。一方、第 306 条第 1 項第 1 号では、「200 万円を超える全てのネット損失」の算出を求め、また、第 3 の柱告示案別紙様式第四号では、回収額を控除したオペレーショナル損失額のうち、200 万円を超える額の損失の合計額を記載するようになっている。</p> <p>したがって、本条においても、200 万円を超える内部損失データについて規定していると理解して</p>	<p>記録が必要な内部損失データの閾値については、各金融機関の裁量において、適切な基準を設定する必要があります。</p> <p>ただし、第 306 条第 1 項第 1 号の承認を得ようとする金融機関においては、第 313 条第 6 項に規定する共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失を 1 件の損失事象とみなす点について留意し、ネット損失が 200 万円を超えるオペレーショナル・リスク損失を漏れなく捕捉できるようにする必要がある点を考慮する必要があります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		よいか。その理解であれば、その旨を明確にしてほしい。	本件については Q&A 第 313 条-Q2 も参照してください。
38	第 319 条	<p>自己資本比率に係る開示は、省令(銀行法施行規則/信用金庫法施行規則)に根拠条文があり、開示頻度も含めて施行規則で「金融庁長官が別に定める事項」の開示を規定したうえで、第 3 の柱告示に詳細を委ねている構成になっている。</p> <p>つまりは「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二」と本条は重複しており、二重規制になるものと思料する。</p> <p>したがって、第 1 の柱告示で規定するものではないと思料することから、本条は削除してほしい。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を削除する予定です。
39	別表第一	<p>「減損額及び減損の戻入額」の定義であるが、ここでいう「減損」とは、日本の会計基準と IFRS のどちらを意図したものか確認したい。</p> <p>なお、①日本の会計基準の「減損」は、固定資産および有価証券で規定され、「減損の戻入額」は発生しない。一方、②IFRS の「減損」には、①に加え貸倒引当金も該当するため、ここでいう「減損」に当該引当金が含まれるのであれば、日本の会計基準でも「減損の戻入額」は発生し得ることになる。</p> <p>①であれば、「減損の戻入額」は削除すべきであり、②であれば、混乱を招かないように、日本の会計基準に合わせた表現に修正すべきであると思料する。(例えば、「減損額及び貸倒引当金繰入額並びに戻入額」等)</p>	<p>本邦の会計基準等、減損の戻入の計上を想定していない会計基準に基づく場合は減損の戻入額を考慮する必要はありません。国際会計基準(IFRS)等、減損の戻入の計上を想定している会計基準を採用している場合にのみ、減損の戻入額を考慮する必要があります。</p> <p>本件については Q&A 別表第一-Q4 も参照してください。</p>
40	附則第 1 条	本条において、この改正案の適用時期は令和 5 年(2023 年)3 月 31 日とされている。これはあくまでも「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」で示されたバーゼルⅢ最終化の国内実施	最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関して、オペレーショナル・リスク以外の項目については、令和 3 年(2021 年)9 月から実施したパブリック・コメントにおいて、国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については令和 5 年

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>に係る適用時期を意図したものであり、この他のテーマ(信用リスク、マーケットリスク等)も含めて、国内基準行に係る適用時期については、あらためて示されるとの理解でよいか。</p>	<p>(2023年)3月末から適用、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については1年延期し令和6年(2024年)3月末から適用可能とする案をお示しました。</p> <p>このうち内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、経済対策(令和3年11月19日閣議決定)の一環として更に1年延期し、令和7年(2025年)3月末から実施することとしました。なお、早期の実施を希望する金融機関は、金融庁への届出をもってこれを可能とする方針です。</p>

4. 信組 1 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、信組 1 柱告示（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
41	第 249 条第 4 項	<p>第 249 条第 4 項は、「第 1 項の規定にかかわらず、BI の算出に当たっては、同項に定める算式を用いず、より保守的な算式を用いることができる」と規定している。また別表第一には、「なお、上記項目に関しては、上記項目を含有する項目又は保守的な値となる場合には簡便的な項目を用いることができる」とある。</p> <p>これらは、標準的計測手法における BI (事業規模指標) の算出が現行の基礎的手法よりも煩雑であることから、保守的であれば簡便的に計算しても構わないとする貴庁の考え方を示したものと理解してよいか。</p> <p>また、「より保守的な算式」及び「簡便的な項目」とは、各組合の実情に応じて、組合自身が判断できるものと理解してよいか。</p>	<p>金融庁の考え方</p> <p>いずれもご理解のとおりです。BI の算出に保守的な算式を用いる場合に、当局の承認は必要ありません。</p> <p>また、具体的な算式について当局からお示しすることは想定しておりません。各金融機関において BI の値が第 249 条第 1 項に定める方法で算出する値よりも十分に保守的であることを確認できる算式を検討し、適切に判断する必要があります。判断に迷う点については、早めに当局に相談してください。</p> <p>本件については Q&A 第 305 条-Q6 も参照してください。</p>
42	第 252 条第 1 項	<p>第 252 条第 1 項は、「信用協同組合等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、第 250 条第 1 項第 1 号に定めのある方法(第 251 条第 1 項第 2 号の規定により適用する場合を含む。)により算出した ILM をオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる」と規定している。</p> <p>この時、第 250 条第 1 項第 2 号イの定めに基づき、同項第 1 号に定めのある方法により算出した ILM をオペレーショナル・リスク相当額の算出に用</p>	<p>第 250 条第 1 項第 1 号に定めのある方法を選択する場合は、第 250 条第 1 項第 2 号イの定めに基づく場合であっても金融庁長官の承認が必要になります。</p> <p>第 250 条第 1 項第 2 号イの規定内容は「前号に定める方法」であるため、当該号が規定する方法は第 250 条第 1 項第 1 号と同一となります。したがって、第 250 条第 1 項第 2 号イは第 250 条第 1 項第 1 号と同一の取扱いとなり、第 250 条第 1 項第 2 号イによって算出した ILM をオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いる場合も、金融庁長官の承認が必要となります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>いる場合には、金融庁長官の承認は不要であると理解してよいか。</p>	
43	第 257 条	<p>現行規制では基礎的手法採用組合については、内部損失データに関する取組みは特段求められていないため、第 257 条において本取組みが適用された場合には、それに伴う体制整備が信用組合にとって過度な負担となる。信用組合の BI(事業規模指標)は 1,000 億円以下と規模が小さく、慢性的に人・物・金がひっ迫しており、過度な負担を求められた場合には、本業に注力できず、地域経済活性化がままならない状況となりかねない。</p> <p>ついては、信用組合においては内部損失データの収集を要しないといた配慮を求める。</p>	<p>第 257 条の規定は全ての金融機関に適用され、内部損失データの収集手続等を含めたオペレーショナル・リスク管理に関する規程を策定する必要があります。もっとも、記録が必要な内部損失データの金額については、各金融機関の裁量において適切な基準を設定することが想定されます。</p> <p>例えば、第 250 条第 1 項第 2 号ロ又は第 3 号に基づき ILM に 1 を利用する金融機関及び第 250 条第 1 項第 4 号に基づき ILM に保守的な見積値を利用する金融機関においては、事務負担等を踏まえて内部損失データの収集の基準を設定することも、裁量により認められます。</p> <p>しかしながら、オペレーショナル・リスク管理の向上の観点から、内部損失を特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、リスク削減・移転戦略を策定することが引き続き期待されます。</p> <p>本件については Q&A 第 313 条-Q1 も参照してください。</p>
44	第 257 条	<p>第 257 条において、「信用協同組合等は、内部損失データの収集及び保有において、次に掲げる事項について詳細な定義を定めた手続の規程を策定するものとする」、としたうえで、第 2 項においてすべてのオペレーショナル・リスク損失事象について(略)金融庁長官の求めに応じて提出できるよう管理するものとする、と規定されている。</p> <p>他方で、オペレーショナル・リスクの算出においては、ILM を簡便的に「1」とすることが認められているが、当該簡便手法による場合、ILM の算出にあたって内部損失データを必要としないことから、第 257 条に規定する「内部損失データの収集及び保有」は不要ではないか。</p>	<p>第 257 条の規定は全ての金融機関に適用され、内部損失データの収集手続等を含めたオペレーショナル・リスク管理に関する規程を策定する必要があります。もっとも、記録が必要な内部損失データの金額については、各金融機関の裁量において適切な基準を設定することが想定されます。</p> <p>例えば、第 250 条第 1 項第 2 号ロ又は第 3 号に基づき ILM に 1 を利用する金融機関及び第 250 条第 1 項第 4 号に基づき ILM に保守的な見積値を利用する金融機関においては、事務負担等を踏まえて内部損失データの収集の基準を設定することも、裁量により認められます。</p> <p>しかしながら、オペレーショナル・リスク管理の向上の観点から、内部損失を特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、リスク削減・移転戦略を策定することが引き続き期待されます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>また、仮に「内部損失データの収集及び保有」が必要となった場合、オペ損失のグロス損失、ネット損失、回収額、各損失事象における発生日・発覚日・会計処理日等を管理するためには、本部・営業店すべてをカバーした規程の周知徹底およびデータ管理システムの開発等が必要と考えられるが、BI が明らかに 1,000 億円以下である信用協同組合等がこうした対応を行うことは大きな負担となる。</p> <p>このため、仮に「内部損失データの収集及び保有」が求められる場合は、ILMにおいて「1」を用いない場合や当該信用組合等の BI が 1,000 億円を超過する可能性が出てきた場合に限り適用することとしていただきたい。</p>	<p>本件については Q&A 第 313 条-Q1 も参照してください。</p>
45	別表第一	<p>特別利益の構成要素である「金融商品取引責任準備金」は、オペレーショナル・リスクが顕在化した場合に取崩しが認められるものである。他方、別表第一において「オペレーショナル・リスク損失を補填するための準備金の取崩額」が SC の構成要素として示されているが、これに対応する「損益計算書又は貸借対照表における項目」は「その他業務収益」である。</p> <p>この時、別表第一中「オペレーショナル・リスク損失を補填するための準備金の取崩額」には「金融商品取引責任準備金」の取崩額は含まれないと理解してよいか。</p> <p>また、同様の観点から、別表第一中「オペレーショナル・リスク損失を補填するための準備金の繰入額」には「金融商品取引責任準備金」の繰入額は含まれないと理解してよいか。</p>	<p>「オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の取崩額」には、会計科目上の特別利益の構成要素である「金融商品取引責任準備金取崩額」を、「オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の繰入額」には、会計科目上の特別損失の構成要素である「金融商品取引責任準備金繰入額」をそれぞれ含めた上で、BI を算出する必要があります。</p>

5. 農協1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、農協1柱告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
46	第249条 別表第一	JA・JFにおいては、信用事業以外にも多様な事業を行っているが、別表第一のSCの定義のとおり、その他業務収益・費用の一般的な内容が「他のBI構成要素に含まれない銀行業務にかかる収益・費用」とされているため、信用事業以外の事業に関する収益・費用はBICに含めないという理解でよいか。	JA・JFの信用事業以外の事業から生じ得る収益・費用はBICに含めないというご理解で差し支えありません。この場合において、信用事業以外の事業においても金融サービスや金融資産にかかる取引等から生じ得る収益・費用の有無は確認いただく必要があると考えております。

6. 銀行3柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行3柱告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
47	第12条第4項第2号ホ(2) 第15条第4項第2号ホ(2) 別紙様式	国際統一基準行の開示においては、別紙様式第二号(第三十三面～第三十五面)・別紙様式第四号(第二十六面～第二十八面)が示された一方、国内基準行の開示には同様の様式は定められていないが、国内基準行も国際統一基準行と同等のオペレーショナル・リスクの開示を求められるか。	国内基準行の開示については、国際統一基準行と同じ別紙様式による開示は求めないものの、同等の内容の開示を求めることを想定しており、第10条第4項以降の国内基準行における定量的開示項目の改正はこれを意図したものです。 今後、監督指針においても、オペレーショナル・リスクの情報開示に係る事項(定性的開示及び定量的開示)を定めることを検討しています。
48	別紙様式第二号 別紙様式第四号	別紙様式第二号と別紙様式第四号は、当期末か当中間期末かの違いだけであり、同じ内容の注釈だが、記載が異なっている。	ご指摘を踏まえ、関連条文を修正しました。
49	別紙様式第二号 別紙様式第四号	第313条第5項には「内部損失データにおいて、会計処理日を基準とする」とあるが、「共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失」が複数年にわたって発生した場合、当該損失の合計額の認識方法と開示における別紙様式第二号(事業年度)および第四号(中間事業年度)への記載方法を示してほしい。 例えば、認識方法については、最初の会計処理日が属する期に一括して認識するのか、それとも、最終会計処理日に一括認識するのか。 また、開示について、当期に共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失が新たに発生したときは、別紙様式第二号(事業年度)および第四号(中間事業年度)における過年度の「損失額の件数」と「損失の合計額」は変更するのか(最初の会計処理日が属する期に一括して認識する場合は最初の会計処	No. 20 をご参照ください。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		理日が属する期の損失の合計額が増加し、最終会計処理日に一括して認識する場合は過去に損失の合計額を記載していた期の件数と合計額が減少)。	
50	別紙様式第四号	<p>オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって用いる BIC(事業規模要素の額)および ILM(内部損失乗数)について、中間事業年度の算出方法を明示してほしい。</p> <p>具体的には、当該中間事業年度の前事業年度の10月1日から当該中間事業年度の9月30日までの2半期分を用いて算出するのか。</p>	No. 2 をご参照ください。
51	別紙様式第四号	<p>「会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度が特定されていること」とあるが、事業年度単位でしか特定されていない損失事象の、中間事業年度における損失額の認識方法、ならびに別紙様式第四号への記載方法を示してほしい。</p> <p>具体的には、損失額の認識方法について、事業年度のみ認識して中間事業年度には認識しないか、それとも半額を中間事業年度に認識するのか。</p> <p>中間事業年度は損失額を認識しない場合、別紙様式第四号における「ネットの損失の合計額」および「損失の件数」の欄については、当該損失事象に係る記載は不要となるのか。</p>	No. 9 をご参照ください。

7. 信金 3 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、信金 3 柱告示（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
52	別紙様式第四号 別紙様式第七号	第 2 条第 4 項第 1 号二(1)に規定する「BI が 1 千億円以下で、かつ、ILM を 1 とする場合」には、本様式にある「OR1:オペレーショナル・リスク損失の推移」の作成、および「OR3:オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要項番 2 の ILM」の記載は不要であると理解してよいか。	国内基準行の開示については、国際統一基準行と同じ別紙様式による開示は求めないものの、同等の内容の開示を求めることを想定しており、第 10 条第 4 項以降の国内基準行における定量的開示項目の改正はこれを意図したものです。 今後、監督指針においても、オペレーショナル・リスクの情報開示に係る事項(定性的開示及び定量的開示)を定めることを検討しています。
53	附則	本条において、この告示の適用時期は令和 5 年(2023 年)3 月 31 日とされている。これはあくまでも「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」で示されたバーゼルⅢ最終化の国内実施に係る適用時期を意図したものであり、この他のテーマ(信用リスク、マーケットリスク等)も含めて、国内基準行に係る適用時期については、あらためて示されるとの理解でよいか。	No. 40 をご参照ください。